

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月、A県B所在の会社C鉱業所に雇用され、平成〇年〇月〇日に定年退職するまでの期間、坑内での陶石採掘、坑外での陶石の積み降ろし及び運搬作業等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、労働局長から「じん肺管理区分2」の決定を受け、同年〇月〇日にDクリニックに受診して「続発性気管支炎」と診断され、療養を開始し、鎮咳剤や去痰剤による治療を継続していた。その後、平成〇年〇月、E病院に入院し、同年〇月にはF医療センターに転医し、「侵襲性肺アスペルギルス症、肺塞栓症、慢性血栓塞栓性肺高血圧症、気管支炎、間質性肺炎」と診断され、さらに、同年〇月にはG病院に転医して治療を続けたが、同月〇日死亡した。

死亡診断書に記載された直接死因欄の傷病名は「侵襲性肺アスペルギルス症」であり、その原因として「肺動脈血栓塞栓症」、その原因として「肺動脈狭窄」、その原因として「塵肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者の死亡時の傷病名は、侵襲性肺アスペルギルス症。その診断根拠は、平成〇年〇月〇日に気管支鏡検査を施行し、採取した膿性痰の培養でアスペルギルス属と *Enterobacter cloacae* を検出し、診断に至った。死亡時の傷病の発生原因及び発生機序については、被災者の予後をもっとも規定したのは、肺血栓塞栓症による高度の肺高血圧であったと思われる。」と述べている。

また、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、肺梗塞及びステロイド使用が必要な病態により血流が低下した部分に日和見感染としての侵襲性肺アスペルギルス症を発症したと考える旨意見している。

(2) J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者は平成〇年〇月〇日、じん肺管理区分2PR1の決定を受け、同年〇月〇日より、(じん肺合併症)『続発性気管支炎』で療養を開始した。咳、痰はあるものの、肺機能はほぼ保たれている状態であった。平成〇年〇月、呼吸困難、頻脈が出現し増悪するため、同月〇日にE病院に入院となった。その後、同年〇月〇日にF医療センターに転院し検査した結果、右肺動脈根部に巨大血栓があって、その為右肺への血流は途絶している事が判明した。この重症の肺動脈血栓塞栓症は数

か月以上前から生じていた慢性のものと考えられ、結果として右肺の血流が消失しており、それが肺感染症の原因となっていると考えられる。じん肺と慢性肺血栓塞栓症の因果関係は明らかなものはないと考えられている。」と述べている。

- (3) 以上の医証から、当審査会としても、被災者の直接死因は侵襲性肺アスペルギルス症であり、肺動脈血栓塞栓症による肺への血流低下が主な要因で発症したものであると考えることが妥当であると判断する。なお、大量のステロイド薬使用などによる全身的免疫能低下も、日和見感染としての侵襲性肺アスペルギルス症の発症・増悪に関与した可能性がある。

したがって、「じん肺と慢性肺血栓塞栓症の因果関係は明らかなものはないと考えられている」とのJ医師の意見は妥当であり、被災者がじん肺に起因する肺機能の低下、合併症の増悪等が原因で死亡したとは認められないため、じん肺と死亡との間に相当因果関係があるとは判断できない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。